

佛教とジャイナ教

——五戒、八斎戒を中心にして——

一

ジャイナ教と佛教とは、それらの興起時代、布教活動の範囲において共通するばかりでなく、教義においてもお互に交渉関係があった。したがって戒律に関しても、両宗教は深い関係があったと考えられる。マハーヴィーラはジャイナ教の第二十四祖であり、彼より二五〇年前の聖者であるパールシュヴァは第二十三祖である。それ以前の祖はすべて歴史的人物とは考えられない。マハーヴィーラの時代にもパールシュヴァの教徒がいたといわれ、マハーヴィーラはパールシュヴァの学説や戒律をかなり受継いでいると考えられる。ゴータマ・ブッダのサ

長崎法潤

ンガが形成され、種々の戒律が必要になったとき、ブッダは、同じ沙門道の流れをくむジャイナ教の戒律を参考にし、その一部を採用し、佛教サンガに適した戒律を作りあげたと推定される。

ところで、ジャイナ教では戒に相当すべきものに禁戒(vrata)がある。それは、殺生(himsa)、虚偽(amrita)、偷盜(steya)、淫行(abrahma)、所得(Parigraha)より離れることである。そのうち虚偽とは非真実(satya)を語ること、すなわち妄語である。所得とは、田地家屋、金銀、穀物、貨宝等を所有することで、それらの一切を離れなければならない。所得とは欲求(Parichha)である、とも説かれてはいるが、物を所得しようとする欲望の意味に解釈

されるからである。この五禁戒はマハーヴィーラの独創ではなく、パールシュヴァアの四つの道徳法がもとになっている。初めの三はマハーヴィーラの禁戒と一致する。

第四の道徳法は、約二五〇年経たマハーヴィーラの時代には、あいまいになったので、明確にするためにそれを不姪と不所得とに分けて五禁戒を説いたと考えられる。

この禁戒は、完全に厳しく励行しなければならぬ出家者のための大禁戒 (mahāvratā) と、部分的に緩和した在家信者の倫理規定である小禁戒 (anuvratā) とに分けられる。さらにマハーヴィーラは、在家信者のために、小禁戒の補助的な役割をなす七種の戒禁 (śīlavratā) を説いている (Uvavāyāya 57 etc.)。七種とは、三種の徳禁戒 (gūṇavratā) と四種の学禁戒 (śikṣāvratā) とである。そのうち徳禁戒は、殺生をできる限り少くするために在家信者の「(一)方位」と「(二)場所」に関する行動範囲を制限し、言葉使い、行為等による「(三)無意味な毀傷」を離れることである。

徳禁戒は、小禁戒を補足する消極的な規定であるのに対し、学禁戒は在家信者に積極的に出世間的な宗教生活をすすめるための規定である。それは、(一)反省冥想 (śānti-nāyika) 、(二)断食精進日 (prasādhopavāsa) 、(三)飲食その

他の受用 (upabhogaparibhoga) 、(四)客僧の供養 (ātiṭṭhisaṃ-vibhaga) である。「反省冥想」の禁戒とは、一日三回、少くとも二回坐禅を実践し、経典を読むことである。「断食精進日」の禁戒とは、半月の八日、十四日、十五日に一ヶ月に計六日(八、十四、十五、二十三、二十九、三十)、出家僧の指導のもとで断食精進を行うことである。もちろん断食をするだけではない。水浴をせず、殺生等を犯す行為をせず、不姪を守り、出家僧に近い生活をする。「飲食その他の受用」の禁戒とは、飲食物の種類を限定し、殺生を犯すことのないようにする。動物を殺したり、害したりする恐れのある肉、蜂蜜を食べない。酒や麻薬等は人間を粗暴にするから飲まない。大蒜や根等は多数の生命から成っているから食べない。飲食物以外では、不適當な装身具とか風変わりな服を用いない。「客僧の供養」の禁戒とは、出家者に布施する場合の規定であり、その心がまえが説かれている。

以上、在家信者が守る小禁戒、三種の徳禁戒、四種の学禁戒をとりあげ、略説したが、それらは古くからジャイナ教信者が守っていたようである。ジャイナ教では、在家信者であっても出家僧に近い生活を一定の日時にしなければならぬ。出家僧の生活に近づけようとするの

が在家信者の理想である。

二

言うまでもなく、ジャイナ教の小禁戒は、佛教では在家信者すなわち優婆塞 (Upasaka) になるために表白する三帰五戒のうちの五戒に相当する。ジャイナ教の禁戒の歴史は古く、マハーヴィーラがパールシュヴァの四つの道徳法をもとにして作りあげたことについてすでに述べたが、禁戒はジャイナ教の初期から守られていた倫理規定である。それに対して佛教では、その当初から在家信者が五戒を受持することが必須条件になっていたのだろうか。

漢訳長阿含経卷一五(六一、五六b)、中阿含経卷六(六一、四六〇a)等には、三帰五戒を受持して在家信者になったことが伝えられている。しかしながら漢訳阿含経には、五戒を受持せず、三帰依のみによって在家信者になることを言う個所が多い。さらに

「我今重自歸佛法衆。願聽爲優婆塞。盡形壽不敢復殺。」(増一阿含卷二六、大二、六九八b、卷二四、

大、二、六八〇b)

と云うように、一戒のみの受持を伝える經典もある。そ

れに対して、パーリの原始經典においては三帰五戒を説く個所はほとんど見られず、三帰依のみによって在家信者になることを伝えている。

パーリの原始經典には三帰依のみによって在家信者になりうることを言い、五戒を必要条件にしないこと、さらに漢訳阿含経においては、三帰五戒を説く個所もあるけれども、三帰依のみを説く經典が多く見出されることから、次のことが考えられる。原始佛教の当初は三帰依すなわち三宝に対する帰依と信仰のみによって在家信者になることができた。そのうえ一戒でも五戒でも受持する者はあつたけれども、かならずしも戒の受持は信者になるための必須条件になつていなかったと言えるのはなからうか。五戒が在家信者になるために受持せねばならないことが定着したのは、かなり後になってからのようである。ジャイナ教の禁戒はジャイナ教の初期から守られていた。それに比して、佛教の五戒の成立と定着は、禁戒より後である。

三

佛教の五戒とジャイナ教の小禁戒との相違は、第五の不飲酒戒と不所得禁戒のみである。不所得に相当する禁

戒は五戒の中に含まれていない。一方、不飲酒戒に相当する戒は禁戒にはない。ジャイナ教では、小禁戒を補助するものとして三種の徳禁戒と四種の学禁戒とを定めていることについてすでに述べたが、学禁戒の第三は「飲食その他の受用」の禁戒である。その中に酒類は、麻薬と同様に、人間を粗暴にするから飲むことが禁じられている。ジャイナ教の不所得禁戒は、大禁戒では一切の所得を禁じ、小禁戒では自分の定めた限度を越えてものを所有することを禁止する。ジャイナ僧はそれを守り、一切の所有物から離れる。在家信者にとっては所有物に関して満足を知る精神を教えるものである。佛教の在家信者が守る倫理規定はジャイナ教信者も守っているが、佛教ではなぜ不所得を除いたのであろうか。それを考える前に、ジャイナ教の禁戒がどのように原始佛典の中に伝えられているか、見なければならぬ。

相応部經典に次のような記述がある。

「大徳よ、ニガンタ・ナータプッタは弟子等のために是の如く法を説く、『誰人にも生命を破却する (pañam atināpeti) ものは総て離去処・地獄に墮つ。誰人にも与へられざるものを取る (adinnam adiyati) ものは総て離去処・地獄に墮つ。誰人にて

も諸欲において邪まに行う (kamsu micchacarati) ものは総て離去処・地獄に墮つ。誰人にも妄りて語る (musā bhāṇati) ものは総て離去処・地獄に墮つ。凡そ住する所多ければ、その多きに随つて導き去らる』と、大徳よ、ニガンタ・ナータプッタは是の如く弟子等のために法を説く、と。

聚落主(アシバンダカプッタ)よ、ニガンタ・ナータプッタの教の如く『凡そ住する所多ければ、その多きに随つて導き去らる』と若し是の如くならば、何人も離去処・地獄に墮つるものなかるべし。」(SN 42. 8, IV, p. 317)

この經典は、ナーランダの波婆離迦菴羅林 (Pavārikāma-davana) にゴータマ・ブッダが居られたとき、ナーランダ村の聚落主アシバンダカプッタ (Asibandhakaputta) がブッダを詣でたときに行われた質疑応答によって構成されている。アシバンダカプッタはニガンタ・ナータプッタ、すなわちマハーヴィーラの信者であった。彼がジャイナ教徒であったことについては、相応部四二・九、雜阿含經三二・一〇、相応部四二・六、四二・七などにもあり、彼はブッダに論破されたことが伝えられている。ところでこの相応部經典の内容は、ブッダが彼に

「聚落主よ、ニガンタ・ナータプッタは弟子等のために如何に法を説くか」という問に対して答えたものである。殺生、偷盜、邪淫、妄語、すなわちジャイナ教の禁戒を破る者はすべて、その果報として地獄に墮することを説いている。禁戒を破ることによって、その果報を得るところとは、ジャイナ教聖典に一般に説かれているところである。ところで、アシバンダカプッタの伝えるこのニガンタ・ナータプッタの説における「凡そ住する所多ければ、その多きに隨いて導き去らるる(yam bahhāni yam bahhāni viharati tena tena niyyati)」とは如何なる意味であろうか。ニガンタ・ナータプッタの説く禁戒であるならば、第五番目に不所得がなければならぬ。したがって「凡そ云々」は所得と關係して理解すべきであろうか。それとも所得と關係なく解釈すべきであろうか。もし所得と關係がなければ、第五の禁戒が含まれていないことになり、ニガンタの説として完全に伝えられていないことになる。

パーリ相應部のこの個所に相當する雜阿含經三二・二(大1、二三1c)では、

『殺生者一切皆墮泥裂中。以多行故則將至彼。』

如是盜邪淫妄語皆墮泥裂中。以多行故則將至

彼に相當する「以多行故則將至彼」と説かれ、「凡そ云々」に相當する「以多行故則將至彼」は殺生、偷盜、邪淫、妄語のそれぞれについて述べられている。さらに別訳雜阿含經七・一〇(大1、四二四c)では、「隋作時多、必墮地獄」とあり、同じようにそれぞれの徳目について語られている。したがって、パーリの相應部經典も、漢訳と同じように解釈すべきであり、「凡そ云々」はジャイナ教の所得に相當すべきものではなからう。

相應部經典は、さらに次のように説いている。

『聚落主よ、汝これを如何が思惟する、凡そ人あり生命を破却するに、或は夜間或は昼間と、時より時を経て、彼が生命を破却すると、彼が生命を破却せざると、何れがより大なる時間となす』と。

『大徳よ、凡そ人あり生命を破却するに、或は夜間或は昼間と、時より時を経て、彼が生命を破却する、その時間は短く、而して彼が生命を破却せざると、その時間は長し』と。

聚落主よ、ニガンタ・ナータプッタの教の如く『凡そ住する所多ければ、その多きに隨いて導き去らる』と若し是の如くならば、何人も離去処・地獄

に墮つるものなかるべし」(SN 42. 8, IV, p. 318)

続いて同じように偷盜、邪淫、妄語についても述べられている。ニガンタ・ナータプッタの意味するところは、殺生等を多く犯せば犯すほど、それによって果報として地獄に墮ちる、ということであろう。

ところで、ブッダはジャイナ教信者であるアンパンダカプッタを論破しようとする。夜間、昼間、殺生を犯す時は、実際には短く、いくら殺生等を犯すとはいえ、犯さない時間の方が多くはずである。それなのに、もし「凡そ住する所多ければ、その多きに随いて導き去らる」と言うならば、すなわち、長く時間をかけている方にしたがうならば、殺生等を犯していない時間が長いから、誰も地獄に墮する者はないであろう。ブッダはそのように論破しようとしたのである。

以上のように理解すれば、この經典は、全く佛教の立場から書かれたものであり、ジャイナ教の教えを正しく伝えたものとはいえない。このことは、禁戒の徳目の順位が佛教の五戒の順位にならべられていることから言えそうである。所得がここで説かれていないのも、佛教の立場から問題にならないから除いたものと考えられる。

四

問題としている相応部經典の内容は、さらに別の角度から理解することが可能である。ブッダの「ニガンタ・ナータプッタは弟子等のために如何に法(Dhamma)を説くか」という問に対し、「大徳よ、ニガンタ・ナータプッタは弟子等のために是の如く法を説く」と答えて、「何人にも生命を破却するものは離去処・地獄に墮つ、云々」と述べている。原始佛典において五戒に相当する内容を五法(*pañca-dhamma*)と呼んでいる例は見られる(AN III, p. 203)。しかしここではそのような例のように、禁戒とか戒の徳目を法と呼んでいるのではない。ジャイナ教の禁戒徳目そのものについて尋ねているのではなく、ニガンタ・ナータプッタが信者のためにどのような教えを説くのかをブッダが尋ねたのである。それに対して、殺生、偷盜、邪淫、妄語という悪を犯す者は、すべて地獄に墮する。それぞれの悪を多く犯せば犯すほど、その結果地獄に墮する、とニガンタ・ナータプッタは説いていると答えたのである。その場合、四徳目のみを説き、なぜ第五の「所得」を除いたのか、依然疑問である。

相応部經典がニガンタ・ナータプッタの教えを引用し

た目的は、その教えを手がかりにして、ジャイナ教徒のアシバンダカブッタが佛教徒になったことを示すためである。周知のように、ブッダは対機説法によって、それぞれの人々の能力、理解、境遇等にあわせて法を説かれた。ジャイナ教徒に対しては、ニガンタ・ナータブッタの教えを述べさせ、そこから佛教の世界に導き入れようとされた。そこでブッダは、ジャイナ教にも佛教にも共通する殺生等の四徳目に関する教えをもとにして、十善業道の教えに閑説している。

十善業道とは、(一)殺生の遠離 (Gaṇātipātā veramaṇī)、(二)不与取の遠離 (adinnādānā veramaṇī)、(三)愛欲における邪行の遠離 (kāmesu micchaccarā veramaṇī)、(四)妄語の遠離 (musāvāda veramaṇī)、(五)両舌の遠離 (pisunāya vācāya veramaṇī)、(六)麁惡語の遠離 (pharusāya vācāya veramaṇī)、(七)綺語の遠離 (samphappalāpā veramaṇī)、(八)無貪 (anabhijjā)、(九)無瞋 (avyāpāda)、(十)正見 (sammāditthi)である。そこで五戒ならびに禁戒と比較するならば、最初の不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語までは同じである。しかし五戒、小禁戒における妄語の内容は、十善では妄語、両舌、麁惡語、綺語に分けられている。したがって十善の第七までは五戒、禁戒の四徳目と一致する。不飲酒戒、

不所得に相当する徳目は含まれていない。十善は業と関係して説かれ、最初の三徳目は身業、妄語から綺語までは口業に相当する。無貪、無瞋、正見は意業に關係する。無貪は、貧りの心を離れることである。無瞋は、他に對する怒りを離れ、すべての生類が無怨、無害、無惱、安樂になることを求める心である。正見は、善惡業の異熟果があることを信ずることである。この正見は、八聖道の最初の正見 (sammāditthi) と同じ語である。八聖道における正見とは、四諦に對する智、すなわち佛教真理に對する正しい見解であると解釈される。十善における正見も正しい見解であることは同じであるが、十善は在家信者に對する教えであるから、正しい見解とは、ブッダの教えに關する正しい見解という意味に理解できる。十善は業との關係において説かれているから、善惡の業の果報があることを正しく信ずるといふ解釈も成立する。

問題としてゐる相応部經典において、ブッダは殺生、偷盜、邪淫、妄語を業に結びつけ、十善業道を説いている。つづいて、十善を守った聖弟子は貧欲を離れ、惡心を離れ、迷いなく、正知正念にして慈をともしなう心をもって、あらゆるところ、あらゆる方角において怨心なく、惡心のない心をもつに至った、といふことを例をもって

ブッダは説いている。それを聞いたジャイナ教徒のアシバンダカプッタは、ブッダに帰依したと伝えている。

以上の考察によって、問題としている相応部經典においてニガンタ・ナータプッタの説として不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語のみを伝えていることについての解釈がなりたつ。つまり、十善業道の教えによって、ジャイナ教徒のアシバンダカプッタを佛教に導き入れたことを述べるために伝えられた教典なのである。したがって、そこにはジャイナ教の禁戒が正しく伝えられていない。ジャイナ教の教えによるならば、そこには不所得が含まれていなければならないが、あくまでも十善業道に導く内容であるために、十善と共通する禁戒のみをあげ、不所得をその中に含めてはいない。佛典の伝える外教の教えは、正しく伝えられている場合もあるが、多くの場合佛教の立場からとらえたものを伝えているために、必ずしも正しく伝えられているとはかぎらない。今の場合はその一例である。

さて、佛教の五戒はジャイナ教の禁戒の影響をうけて成立したことに就いてすでに述べたが、佛教ではなせジャイナ教の不所得を除き、そこに不飲酒戒を入れたのであろうか。今まで見た原始佛教々典にはその理由が何ら

述べられていない。

不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語は、どの宗教にも通ずる倫理規定である。パールシュヴァが定めた四法の中にも不邪淫の意味が含まれ、不殺生から不妄語まではパールシュヴァの教えであると考えられる。ところでパールシュヴァの教えの中にも不所得の意味が含まれていたようであるが、不邪淫と結びついてあいまいな意味でしか理解されていなかった。それを明瞭にし、ジャイナ教独自の禁戒を作りあげたのはマハーヴィーラである。恐らく、ブッダならびに佛弟子達は、四法を守るパールシュヴァの教徒がいるのも、マハーヴィーラの信奉者が五禁戒を守っているのも知っていたにちがいない。ブッダは、不殺生から不妄語までは、一般的な倫理規定であるから採用することができたが、そこにジャイナ教独自の不所得を含めることはできなかったと考えられる。

ところで佛教興起の初めから不飲酒戒が成立していたとは考えられない。すでに述べたように、五戒が佛教徒になるために受持する戒として定着したのは早い時期ではない。不飲酒戒はそのうち最も後に五戒の中にくみこまれたことが予想される。それを予想させるのは、先にとりあげた十善業道の教えである。すなわち、十善業道

の中に飲酒を禁止する徳目が含まれていない。しかも十善業道は、五戒が信者の受持すべきものとして定着する以前から、在家者に対する教えとして説かれていたようである。長部二七、起世因本経(ol. 3, p. 80)には、人間の貴賤は四姓の如き階級の上下によるのではなく、人格的な価値の有無によることを教えるために、ブッダは十善業道の教えによって説いている。すなわち、バラモンの中にも、クシャトリア……スードラの中にも、同じように十善を犯す者も見られるし、十善を守る者も見られる。したがって四姓は平等であることを力強く説き、最後に佛弟子となって諸漏を滅し、作すべきことを作し終り、解脱した者は、最上者であると結んでいる。十善の教えは数多く説かれているが、もう一例をあげれば、梵網経(DN, vol. 1, pp. 46)には、ブッダが十善のうち綺語を離れる七善までを守り、そのうえ非時食を離れ、演劇、歌謡、舞楽の娯楽を見ることを離れ、……を離れているから、凡夫は如来を讚嘆して語る、と凡夫の立場から見ただ戒を記している。そこには当然含まれていてもよい不飲酒がその中に入っていない。したがって飲酒は、当時それほどの悪であるとは考えられていなかったのかもしれない。不飲酒が五戒の中に含まれるまでに

は、かなり期間があったものと考えなければならぬ。律藏経分別 (vol. 4 pp. 108-110) にブッダが飲酒を禁ずるにいたった原因が記されている。コーサーンビーの都でサーガタ比丘が信者から Kāpottika 酒をもらって飲み、町の入口で倒れていたのがサンガにつれ帰ると、ブッダに足を向けて臥した。それを見たブッダは、如来に従順であったサーガタ比丘がこれほど変り、沙門ではない、飲酒は悪である、と教えている。教団内にそのような出来事が実際にあったことを物語っている。当時修行者の間で飲酒する者もあったのではなからうか。布施する信者もそれを悪いこととは思わなかったであろう。梵網経において凡夫が如来を讚嘆するのに用いた戒の中に不飲酒が含まれていないことから、凡夫は飲酒を悪とは思っていないことが言えるようである。古代インドで酒がいつ頃から飲まれるようになり、その害がいつ頃から言われるようになったのか、知るところではないが、不飲酒を強調したのは、どの沙門よりもブッダであったことは確かである。ブッダがジャイナ教または一般の倫理思想を採用し、そこに不飲酒戒をおいたのは、当時の社会的な背景もあるのかもしれない。

五

佛教の五戒は、当時の一般思想界で説かれていた倫理思想の影響をうけたことは否定できないが、そのうちとくにジャイナ教の禁戒からの影響を強くうけて成立したと思われる。原始佛典のうち最古に属するスッタニパータや法句経の中に具体的に見られる。例えば、法句経二四六―七に、五戒の徳目が見られる。例えば、不偷盜戒、不邪淫戒、不飲酒戒の順に並べられている。これはジャイナ教における禁戒の順位に一致する。さらにここでは五戒と呼んでいないことから、ジャイナ教の影響が予想される。

スッタニパータ「小品」のダンミカ経において、ブッダがダンミカ優婆塞に在家の禁戒 (*gahaiha-vatta*) を説いている。

「生物を〔自ら〕害すべからず (*pāṇam na hana*)。〔他をして〕殺さしむべからず (*na ca ghataṇeyya*)。

また他の人々が殺害するを認容すべからず (*na cānu-jāhāṇa hanatam pasesam*)。世間における強剛なる、又は戦煙する、一切生類に対して笞杖をおさむべ

し。』 (*Suttanipāṭa* 294)

自らすべからず、他をしてせしむべからず、他の人々がするのを認容すべからず、というこの形式によって不偷盜戒、不妄語戒、不飲酒戒についても述べられているが、この同じ形式はジャイナ教の古層聖典 (*Dasaveālyam* IV) の中に大禁戒を述べるのに用いている。ダンミカ経は在家信者の五戒を述べながら、五戒とは呼ばず、在家の禁戒 (*vatta, vatta*) という言葉を用いていることをも加えて考えるとき、ジャイナ教の禁戒による影響を否定することができない。佛教サンガの成立した初期の頃、五戒はジャイナ教の禁戒による影響を強くうけた形式であったことが予想される。

同じくスッタニパータにおいて次のように述べられている。

「生物を害すべからず、与へられざるを取るべからず、妄を語るべからず、また飲酒者たるべからず、姪〔事たる〕不梵行をば離るべし、夜に非時食を食すべからず。花環を著くべからず、芳香を用ふべからず、地上に敷きたる床にのみ臥すべし。これ即ち八支の布薩 (*aṭṭhaṅgikam uposatham*) なるものにして、苦辺を尽したまひし佛によりて説かれたり。

而して半月の第十四日、第十五日、及び第八日に

布薩を行ふべし。また神變月に八支を具せる〔布薩〕を信樂せる意もて欠かさず〔行ふべし〕。〔Suttanti-pāṭi 400-402〕

これは在家信者の布薩について述べたものである。五戒を受けた信者が、さらに「夜に非時食を食べない」（非時食戒）、「花環を著けない、芳香を用いない」「不塗飾香鬘戒」、「地上に敷いた床に臥す」（不坐高广大牀戒）という三戒を加えた八戒を守り、出家に近い生活を送るから八支の布薩と呼ばれている。佛教では在家の八齋戒（uposa-thāna, uposatha）といわれる。齋日は半月に三日、一ヶ月に合計六日（八、一四、一五、二三、二九、三〇）になるから六齋日という。

布薩はバラモン教に由来するといわれているが、ジャイナ教においても行われたことが伝えられている。すでに述べたように、在家信者が守る四種の学禁戒のうちの第二が「断食精進日（prosadhoṣavaśa）」の禁戒である。upavāsa は断食、prosadha は布薩である。一ヶ月に六日の齋日も一致する。これらの齋日には断食を實踐し、

水浴をせず、芳香を用いず、化粧せず、装身具を用いず、不姪を守って出家僧に近い生活をする。したがってスッタニパータに伝える在家信者の布薩と同じ内容である。

佛教における八齋戒はジャイナ教の「断食精進日」の禁戒を採用したことが明らかである。なおこれらの点については別の機会にとりあげたことがあるので、くわしく論ずることを省略したい。

六

佛教の五戒が成立し定着するのにかかりの時間がかかっているが、ジャイナ教では古くから禁戒が守られている。最古層の原始佛典であるスッタニパータに見られる五戒の表現形式が、そのままのかたちでジャイナ教の禁戒において用いられている。これらの点から、佛教の五戒はジャイナ教の禁戒の影響のもとで成立したことは明らかである。さらに在家信者が一定の日を守る八齋戒もすでにジャイナ教の学禁戒の中にあり、そのままのかたちで佛教徒に取り入れられている。